

『歴代宝案』の編集とその意味



田名 真之（沖縄県立博物館・美術館館長）

歴代宝案編集委員第3期～現在

『歴代宝案』の編集動機

『歴代宝案』は外交文書を集成したもので、15世紀から19世紀にかけて琉球王国が存在していた時代に、諸外国との交流の中でやり取りされた文書を集積したものです。

本報告では、『歴代宝案』の編集の経緯について検討していくことを目的としています。報告における大きな関心の一つは、なぜ康熙36年（1697）に『歴代宝案』が編集されなければならなかったのかという点についてです。一般に何らかの事業を始めるにあたっては、当然事業を始めるための動機が必要となります。『歴代宝案』を編集し始めた動機は、その序文において次のように述べられています。

「歴代宝案は天妃宮に蔵しその来るや久し。然れども世を歴ること已に久しく廢夷の患なき能わず。いま国相尚弘才、法司向世俊・毛克盛・毛見竜、心に甚だ之を憂い、随いて紫金大夫蔡鐸、長史蔡応祥・鄭士綸をして、旧案を重修せしむ。二部を抄成す。」
（『歴代宝案』第一集・序）

これによれば、『歴代宝案』の原本（オリジナル）は天妃宮に収められていたが、長い時間が経過する中で、そのまま置いておいては朽ちてなくなってしまう恐れがある。そのため、このような保管状況を憂えた当時の国相（摂政）である尚弘才、法司（三司官）の向世俊らは、当時久米村の高官（紫金大夫）であった蔡鐸や長史の蔡応祥らに命じて『歴代宝案』を編集させました。

史書編纂の時代と『歴代宝案』

これにより『歴代宝案』が康熙 36 年に編集されることとなりましたが、沖縄における史書の編纂もこの時から始まったと言えます。すでに康熙 28 年（1689）に「家譜」の編集が始ま

1689 年	系図座の設置
1701 年	『中山世譜』（蔡鐸本）編纂
1713 年	『琉球国由来記』編纂
1725 年	『中山世譜』（蔡温本）編纂
1731 年	鄭秉哲ら『琉球国旧記』編纂
1745 年	鄭秉哲ら『球陽』編纂

琉球における史書などの編纂年表

ていましたが、それを受けて最初に沖縄の史書として編集されたのが『歴代宝案』でした。それ以降、『中山世譜』（蔡鐸本）や『琉球国由来記』、『琉球国旧記』などが立て続けに編纂され、最後に『球陽』の編纂となりました。これらの史書等の編纂はある意味で、琉球が琉球らしさというものを作り上げていく、言い換えれば琉球王国のアイデンティティを確認していくという営為であったといえるでしょう。

金石文や、『おもろさうし』の編集なども含め、17 世紀後半から 18 世紀初頭の時期にかけては多くの史書が作られ、『歴代宝案』の事業はその先駆けになるものでした。その意味で非常に重要な意味を持つ事業であったと思います。先に紹介した『歴代宝案』の序文において文書が朽ちてなくなってしまうことを憂えて編集を命じたとしていましたが、これは序文に書かれた理由だけでなく、他にも理由があったと考えられます。それはすなわち当時始まっていた「家譜」の編集でした。「家譜」の編集は、17 世紀中頃から始まり、1689 年以降は公的に進められ、そのことが『歴代宝案』の編集にも大きく影響したと考えられるからです。

『歴代宝案』と「家譜」

15～16 世紀の古い時期の久米村の「家譜」には、多くの人びとの履歴が記されています。久米村の人びとがどのようなことを行ったのか、「家譜」の記事から確認できるわけです。そこに記された古琉球における久米村の人びとの働きとしては、圧倒的に多いのが中国や東南アジアへの渡航に関するものです。さらにそれらの記事のほとんど、99 パーセントと言っていいと思いますが、『歴代宝案』の記録と一致するも

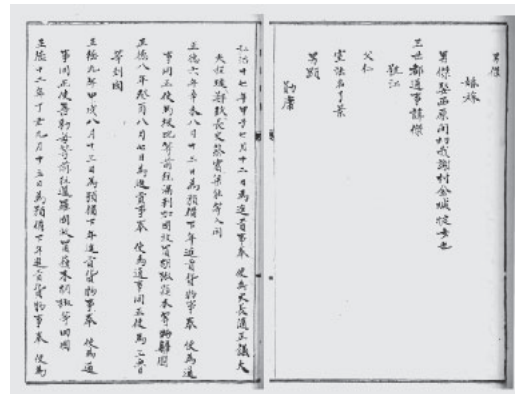
のとなっています。

『歴代宝案』の記録は進貢や接貢など一件ごとの外交文書からなり、その中には例えば使節の人員や北京へ赴いた員役が誰であったのか、それぞれの船に乗っている人、すなわち乗船した員役の名前などが記されています。そういった記録を精査することで、中国への船に乗っていた人が誰であり、誰と一緒にいたのか、また上司は誰であったのか、どのような目的で派遣されたのかなどが明らかとなるわけです。さらにこれらは外交文書として発給されており、何年の何月何日付と年月日も分かります。そのため中国への進貢や東南アジア諸国との交易などに関わった古琉球期の久米村の人びとの「家譜」の記事は、海外渡航関係が圧倒的に多く、また詳細に記録することができたわけです。

久米村の「呉江梁氏家譜」と「旧案」

久米村の「家譜」の記事について注目してみたいと思います。

例えば梁氏の「家譜」には興味深い記事が収められています。「家譜」は、一般に世系図が冒頭に据えられ、その後に関々の記録である「家譜」があります。「家譜」は一族の初代である一世から始まり、その後、二世、三世と続いていきます。「呉江梁氏家譜」の三世梁傑に関する記事の中には次のような記載があります。



「呉江梁氏家譜」三世梁傑の項
(一般社団法人久米梁氏呉江会所蔵)

「弘治十七年（1504）甲子七月十二日、進貢の事の為に。使を奉じて火長となり、正議大夫の程璉・鄭玖、長史の蔡賓・梁能に随い閩に赴く。」⁽¹⁾

「家譜」の記事は『歴代宝案』の記録とも合致し、『歴代宝案』の弘治17年7月12日付の執照（『歴代宝案』1-28-45号文書）からも三世の梁傑が火長として乗船していたことが確認できます。さらにこの時の正議大夫は程璉で、長史は梁能であったことも確認することができます。従って梁氏の三世梁傑に関する「家譜」の記事は、『歴代宝案』の記録に基づいて作成された可能性が高いと言えます。同様のことは、梁氏

(1) 『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料(二) 久米系家譜』(那覇市企画部市史編集室 1980年) 762頁。なお、「呉江梁氏家譜」は一般社団法人久米梁氏呉江会所蔵。

他の人物に関する記事においても確認することができます。久米村の「家譜」作成は、『歴代宝案』の記録を参照しながら行われたと考えられるわけです。17世紀末において各門中が一世以来の系図を整理し作成するよう命じられ「家譜」を編集する中で、天妃宮に収められていた、後に『歴代宝案』と呼ばれることとなる膨大な過去の外交文書の記録が総点検され、参照されたと考えられます。

ところで、梁氏「家譜」には興味深い点として、「家譜」の序文に、一世以降の人物で当時の人びとに把握されていた人たちとは別に、詳細不明ながら梁氏の者と思われる人びと、すなわち梁某と記されるものの、一族で祭祀が行われずにいた人びとの存在が『歴代

宝案』を総点検することで明らかとなったことが記されています。これは「家譜」作成にあたって中国へ赴くなど何らかの足跡を残した人物を『歴代宝案』から拾い出す作業を行っていたことを裏付けるものだと思います。作業の結果として、当時の彼らも把握していなかった先祖と考えられる人物の名前が多数明らかになったわけです。

梁氏の人びとは、『歴代宝案』の前身である「旧案」を総検点し、これまで把握していなかった先祖を探し出して「家譜」に列挙しました。序文に記されているのは、44名で、記事は138件にも上っています。もっとも、その内の10件ほどについては、『歴代宝案』の記録と一致しない記録であり、これについては「家譜」の記録が「旧案」から採録されたと仮定した場合、不自然なことではありますが、「家譜」編集時に現在まで伝わらなかった記事、すなわち当時の「旧案」内には存在していた記事があっ



19世紀的那覇周辺図と久米村



上天妃宮石門跡

たことを示唆しているのではないかと思います。編集における誤記や見間違いなどの可能性もありますが、問題となる 10 件の内の 8 件ほどは確かに存在したであろう文書を基に記録されたと解すべき内容となっています。

「旧案」から『歴代宝案』へ

上述の梁氏の例のように、久米村の人びとは「家譜」を編集する際、『歴代宝案』の前身である「旧案」を参照していたと考えられます。『歴代宝案』が編集される以前、天妃宮に収められていた「旧案」を総点検し、自分たちの一族に関わる記録を収集したわけです。

さらに、「家譜」編集以外にも久米村人の職務として外交文書の作成に関わった人びとが「旧案」を参照した可能性が考えられます。行政文書はいわゆる先例主義であり、以前に作成された文書に倣って作成されます。問題が発生した場合には、以前の文書に依拠してそれに対処するため、その参考にしたと考えられるからです。しかし明清交替から 50 年余も経ており、明代の 100 年または 200 年以上も前の事例については参考にならない場合が多かったのではないかと考えられます。そのため外交文書の作成に関わった人びとは、「旧案」と呼ばれた過去の記録を参考にしたとしてもせいぜい 20、30 年ほどの比較的新しい事例に止まった可能性が高いのではないかと思います。そのため総じて「家譜」の編集が本格化した段階で、初めて「旧案」が古琉球期を含めて総点検され、その段階で消失しかけていた文書の存在が知られることとなり、保存する必要性が生じたのではないかと考えられます。「家譜」の編集が結果的に「旧案」を再整理することへとつながり、文書の種類ごとに整理した『歴代宝案』（第一集）へと結実していったのではないかと思います。

また、『歴代宝案』が編集されたことによって蔡鐸による『中山世譜』の作成が進められました。その時点まで、いわゆる沖縄の歴史書と呼ばれるものは羽地朝秀（向象賢）が編纂した『中山世鑑』のみでしたが、『歴代宝案』が編纂されたことで『中山世鑑』を編纂した時には知られていなかったさまざまな過去の出来事が明らかとなりました。これにより蔡鐸は『中山世鑑』を再編集し、蔡鐸本と呼ばれることとなる『中山世譜』を編んでいくこととなったわけです。

首里における「家譜」編集と『歴代宝案』

一方で首里や那覇の人びとの「家譜」編纂には、次のような文書が参照されていたと考えられます。例えば、田名家文書には古い時期の中国や東南アジア、すなわち「真南蛮」への派遣を命じた際の辞令書が残されています。辞令書は、受給者一人ずつに発給されるもので、田名家文書の4号文書には次のようにあります。⁽²⁾

しよりの御ミ事

まなはん糸まいる

せちあらとミかちくと [] (のハ)

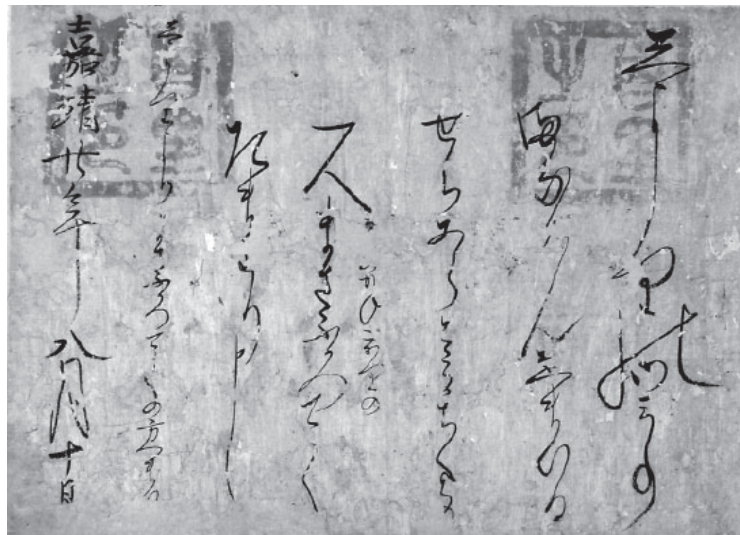
[] かねこおりの

一人まさふろてこく□ (に)

たまわり申候

しよりよりまさふろてこくの方へまい□ (る)

嘉靖廿年八月十日



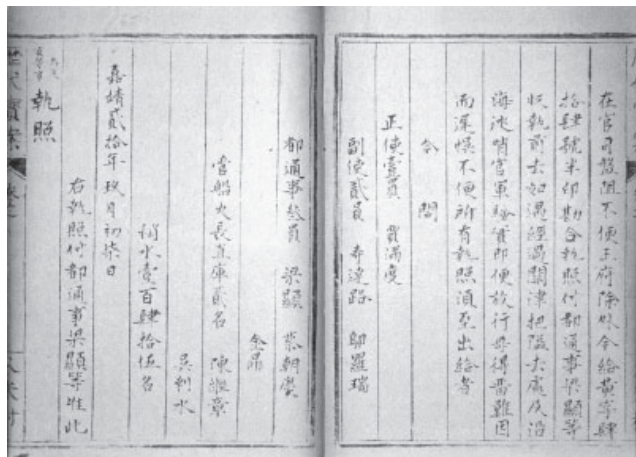
田名家文書第4号文書（個人蔵、沖縄県立博物館・美術館寄託）

(2) 田名家文書第4号文書『企画展 田名家所蔵品展—ある首里士族の400年』（沖縄県立博物館 1987年）を参照。

これは、「真南蛮」すなわち東南アジアへ赴く、「せちあらとミ」（勢治荒富）という船に乗り込む「ちくとの」（筑殿）という役職を、首里城の「〇〇かねこおり」（〇かねの庫理）に勤める「まさふろてこく」（まさふろ文子）に命ずるというものです。この辞令書からは、「まさふろ」（真三郎）の役職・派遣目的・発給日時が分かる一方で、東南アジアへ派遣された際の「まさふろ」の上司や同僚などの詳細は明らかではなく、辞令書に記された日付（嘉靖 20 年 8 月 10 日）と『歴代宝案』の日付（嘉靖 20 年 9 月 7 日発給、1-42-33 号文書）も一致していません。

もっとも日付の相違は、個々人がある役職へ任命するために発給したという辞令書に対し、『歴代宝案』は派遣される人たち全員の情報をまとめたものであるという文書の性格の違いに由来するものと考えられます。そのため『歴代宝案』と辞令書という二つの文書は、同じ派遣について記載しながらも発給日が異なっているわけです。傾向として辞令書の日付の方が先になるのが常で、一人一人へ辞令書が発給された後に使節の編成が完了すると『歴代宝案』に収録されるような外交文書が作成され、相手国へ送られたのだと思います。以上の点を考慮すれば、首里系の人びとの「家譜」には派遣された国名のみが記され、派遣時の上司や同僚について記載がないことも納得できます。裏を返せば、首里における「家譜」編集は、辞令書を参照し、『歴代宝案』の記録は参照していなかったということになります。

ところで、先の田名家文書の第 4 号文書は、麻姓五世真命に宛てた辞令書で、「麻姓家譜」では「嘉靖二十五年辛丑八月十日、為勢治荒富筑登之役、赴南蛮」とありま⁽³⁾ず。辞令書の発給日の「嘉靖二十年」を「嘉靖二十五年」と誤記しています。『歴代宝案』での嘉靖 20 年の東南アジア行きは、先述の「1-42-33 号文書」で、同文書には「まさふろ」と推定される人物名は記載がありません。首里、那覇系士では才府や官舎役が使者として記載され、また船頭が直庫として記載



東恩納影印本『歴代宝案』1-42-33 号文書
(沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫所蔵)

(3) 「麻姓家譜（田名家）」の五世真命の項は『那覇市史 資料篇第 1 巻 7 家譜資料（三）首里系家譜』（那覇市企画部市史編集室 1982 年）582 頁。

されることはあるものの、筑登之クラスなどは記載されません。また辞令書での「まなばん」は家譜で「南蛮」と記されていますが、『歴代宝案』の「1-42-33号文書」で「暹羅」であることが分かります。

さて、事例は多くはないものの、首里系の「家譜」の中には、『歴代宝案』の日付とは異なっているが派遣時の上司や同僚の氏名を記した例があります。これは重要な事例です。首里の人びとの中にも『歴代宝案』を参照して「家譜」を編集した人びとがいた可能性を示唆しているからです。おそらく『歴代宝案』を確認し、辞令書の情報とも合わせて、派遣された人物が誰であるのか（祖先にあたるか否か）が確認できた場合、その記載を通じて上司や同僚の名前も記載したのではないかと思います。

『歴代宝案』記載の人名表記

進貢船や東南アジア派遣船に乗り込んだ久米村の人たちは、正議大夫や長史といった役職によって乗船していました。これら久米村の人たちの場合、先述した梁氏や蔡氏などにおいて直接の系譜関係にあるか否かはっきりしないものの、同姓であることをもって祖先として「家譜」内に記載された可能性があります。

さらに首里や那覇の人たちには、古琉球期に氏（唐名）が存在しなかったため、たとえば先述した田名家文書のケースだと記載された「まさふろ（てこく）」の漢字表記の「真三郎」を基に『歴代宝案』で中国名風に記載された名である「馬山路」（嘉靖 29 年 10 月 8 日付執照 『歴代宝案』 1-42-35 号文書）や「麻三魯」（嘉靖 34 年 1 月 10 日付符文 『歴代宝案』 1-25-29 号文書）と表記された人物を辞令書の「まさふろ」と合致する人物と推定して家譜に書き込んだと考えられます。

先祖に発給された辞令書が伝存したために、中国や東南アジアへの派遣を推定して「家譜」に盛り込めた場合がある一方で、辞令書が存在しなかった場合、『歴代宝案』の記録から探し出すことができずに自らの先祖がどの人物に当たるのかが分からないという状況も発生したわけです。首里や那覇の人たちが船に乗り込んだ際には在船使者（2 名）という役職名（後の才府や官舎）で登場しますが、多くの記録が『歴代宝案』に確認されることから、どの一族であるのかは不明ながら、首里系や那覇系の人びとが原則として渡航船に乗っていたことは間違いのないところです。しかし首里系や那覇系の人びとが多数『歴代宝案』に確認されるにも関わらず、中国や東南アジアへ赴い

たとする「家譜」の記事は、久米村の「家譜」に比べれば圧倒的に少ない状況にあります。これはすでに述べたように、『歴代宝案』に名前があるものの、自分たちの先祖であると特定できなかつたことが大きく関係していたと考えられます。

『歴代宝案』を利用した「家譜」の作成へ

『歴代宝案』の記録を参考に久米村の「家譜」が編集されたとしてきましたが、首里、那覇系の家譜も確認事例は少ないとしても参考にしていたことが分かります。特に「氏名」の決定には大いに関係しています。たとえば、豊見城毛氏は初代に護佐丸をもつ一族ですが、その三世の豊見城親方盛庸の唐名は「毛実」といいます。毛実は1535年に尚清王の冊封の謝恩王舅として渡唐しています（『歴代宝案』1-29-23号文書他）。毛氏では家譜編集のためでしょうが、先祖の履歴を収集した際に、三世が「毛実」として渡唐したことを知り、それに因んで氏名に「毛」を採用した、と考えられます。さらにいうなら、唐名の「毛実」は童名の「真牛」つまり「マウシ=モーシー」に中国風な漢字を当てたものと推測されます。

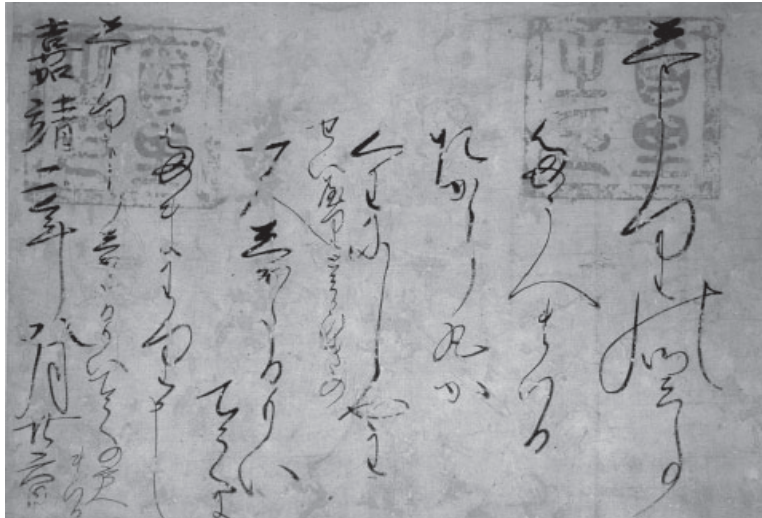
同様の事例は他にも散見されます。「殷氏」の初代の宜寿次親方庸憲の唐名は「殷達魯」といい、嘉靖20年（1541）に慶賀王舅として渡唐しています（『歴代宝案』1-29-29号文書）。その渡唐の際に先祖が用いた「殷」を子孫は氏名として採用したことになりますが、その名は本来童名で、嘉靖22年（1543）に建立された「かたのはなの碑文」に「世あすたべ三人」の一人として「ぎすすの大やくもいぬたるかね」として刻まれています⁽⁴⁾。「いぬたるかね」を渡唐の際に、「殷達魯」の漢字を当てて唐名としたことが分かります。麻姓では、三世真福が正徳元年の渡唐と正徳3年（1508）の渡唐の記録があり、⁽⁵⁾『歴代宝案』の「1-29-01号文書」、「1-29-04号文書」と一致しています。それらの文書で「麻普都」とあるところから、氏名の「麻」が採用されたと推測されます。ただ真福あての辞令書は現存していないため、『歴代宝案』の記事を転載したのではと推測されますが、月日が異なっていて家譜が先行していることから、もともとは辞令書が存在していた可能性があると思われます。

さて、「家譜」編集時に氏名が決まると、「家譜」内の歴代の先祖に「氏」名を冠し

(4) 「かたのはなの碑文」については『沖縄県文化財調査報告書第69集 金石文』（沖縄県教育委員会 1985年）236頁参照。

(5) 「麻姓家譜(田名家)」の三世真福の項『那覇市史 資料篇第1巻7 家譜資料(三)首里系家譜』581頁参照。

た唐名を付けていくことになります。しかし、古琉球期の人物であれば、各々渡唐時に自身の童名を唐名としたり、領地名に由来する唐名など区々してはいたはずですが。それで多くの場合、先祖を特定出来ず、履歴に書き込めないまま、「家譜」編集時に決定した氏名を冠した唐名を付与したと考えられます。



田名家文書第1号文書
(個人蔵、沖縄県立博物館・美術館寄託)

ところで、「麻姓家譜」には唐名に「麻」が付されなかった人物がいます。それが四世真孟で、唐名を寿達魯⁽⁶⁾といます。『歴代宝案』の記録からこの人物が四世真孟と特定された結果、「家譜」では唐名を寿達魯として表記したと考えられます。四世真孟の童名は「小樽兼」で「シタル(がに)」であり、海外への派遣に際して童名を漢訳し「寿達魯」にしたと思われます。因みに同人宛の辞令書(田名家文書第1号文書)では「しほたるもいてこく」とあって、⁽⁷⁾「しほたる」が「家譜」で「小樽」、『歴代宝案』では「寿達魯」(1-25-15号文書)となっています。なお、「家譜」の嘉靖16年(1537)8月20日の進貢船使者に関する『歴代宝案』の記録(1-25-21号文書)では、「寿達路」とあって、表記が揺れていることが分かります。度々の久米村人のケースとことなり、首里や那覇人士はその都度の表記であり、人物の特定をより困難にしています。

このように首里系や那覇系の人びとも久米村で『歴代宝案』が編集された後に、「家譜」を作成する際に参考にした可能性が高いと考えられます。久米村にあった「旧案」を整理して『歴代宝案』は二部作成され、首里城に一部が納められました。首里系や那覇系の人たちは、この納められた『歴代宝案』を参考にして「家譜」を編集した可能性があると考えられます。

(6) 「麻姓家譜(田名家)」の四世真孟の項『那覇市史 資料篇第1巻7 家譜資料(三)首里系家譜』581頁参照。

(7) 田名家文書第1号文書『企画展 田名家所蔵品展—ある首里士族の400年』参照。

ところで、現存している『歴代宝案』の記録は、かつて久米村に残されていた外交文書全体からすれば失われたものもあったと思われます。例えば久米村の「家譜」の中に記載があって日付があるものの、現在の『歴代宝案』には残されていない記事がありますが、それらを手掛かりにすれば、存在したはずの文書の復元や推定が可能になってくるのではないかと考えられます。

貴重史料『歴代宝案』

『歴代宝案』は 1697 年から編集が行われましたが、その契機は久米村の人たちが「旧案」を総点検し、それを受けて久米村人、そして王府が失われかけていた貴重な文書の数々を整理し保存する必要性を感じたためでした。完成した『歴代宝案』は、その後の沖縄の人びとにとって非常に重要なものとなっていきました。その後も第二集、第三集の編集事業が続けられていきました。

例えば、蔡温は往古の琉球人が南蛮（東南アジア）へ赴いていたという話を記していますが、この記載は『歴代宝案』の記録を見なければ分からなかったことです。蔡温から数えて 200 年、300 年も前の琉球の人びとが海外、中国や朝鮮だけではなく東南アジアの各地に船を派遣し貿易していたという認識を持つにいたった背景として『歴代宝案』は欠かせないものであったわけです。その意味で琉球の歴史を考える際に『歴代宝案』は非常に重要なものであり続けたのだと思います。

さらに付言するなら、琉球と外交関係のあった国々、中国、朝鮮、東南アジア諸国にとっても、『歴代宝案』の表す世界は貴重です。450 年近くの時間と東アジアから東南アジアへと広がる空間、そこで展開されたアジアの外交と交易の膨大な記録、それが『歴代宝案』の世界だからです。